

登記手続案内をご利用のお客様へ

土地・建物の

相続

抵当権抹消

会社・法人の

設立

役員変更

などの

登記手続案内は



予約制

です。

函館地方法務局では、登記に関する手続案内は、ご希望のお客様に待ち時間なくご利用いただけるよう、予約制で行っております。

事前に電話で予約をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、面談による手続案内に代えて**電話による手続案内**とさせていただきます(予約日時に法務局担当者からお電話いたします。)

登記手続案内の業務改善のため、従前、江差支局及び八雲支局で行っていた電話による手続案内につきましては、令和4年1月4日から本局に**登記電話案内室**を設置して一括して行っております。どうぞご利用ください。

予約先

函館地方法務局 登記電話案内室

☎ 0138-23-9530

予約受付… 8時30分～17時15分(※)

手続案内の時間

以下の時間帯(※)で、1回のご利用は20分以内

午前… 9時00分～11時30分

午後… 13時00分～15時30分

(※) 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。

登記申請書の作成方法や様式は、法務局ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

法務局 申請書

検索



ホームページ掲載の申請書様式及び作成方法をご覧になった上で、ご不明な点がございましたら、「登記手続案内」をご予約ください。

函館地方法務局

登記手続案内をご利用のお客様は、
以下の内容に同意の上、ご予約ください。



ご利用は**20分以内**です。

1回のご利用は20分以内です。
なお、多くのお客様に手続案内をご利用いただけるよう20分で終了とさせていただきます。

関係する書類等をご用意ください。



手続案内をご利用いただく際には、現在の登記内容が分かるもの（登記事項証明書または登記事項要約書）をご用意ください。

また、関係する書類等（登記済証（権利証）、戸籍謄本、株主総会議事録など）もご用意ください。

ご利用は**申請人本人**（※）
に限ります。

（※ 親族、従業員を含みます。）



本人確認を行う場合がありますので、ご協力ください。

また、法令上、代理申請を行う資格のない方（税理士、行政書士、委任状のない代理人等）は利用できません。

ご自身で作成してください。

法務局ホームページに掲載している代表的な**申請書の様式**をご案内し、一般的な**記載内容**を説明します。

申請書や添付書類は、お客様ご自身で作成してください。

事前の審査はできません。

手続案内では、**申請前の書類に不備がないか審査することはできません。**

内容審査は、申請の受付後に登記官が法律に基づいて行います。

補正の可能性があります。

手続案内では、申請の内容（登記原因事実や法律行為の有効性）に関する判断や助言を行いません。

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必須になる場合もあります。

◆ ご自身での作成が難しい方は

1回の手続案内で目的を達成することができず、複数回の来庁が必要な場合があります。

時間に制約のある方や、申請書等の作成が難しい方は、司法書士や土地家屋調査士などの専門家に依頼することも検討されるようお願いいたします。

函館司法書士会

検索

函館土地家屋調査士会

検索

司法書士などの資格を持たない者が代理人となり登記申請をした場合、刑罰が科される場合があります（司法書士法第73条、土地家屋調査士法第68条）。

函館地方法務局